

**健康長寿歯科検診の実施**

▼問合せ 埼玉県後期高齢者医療広域連合給付課

☎ 048-833-3130

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、前年度中に75歳または80歳になら

• 追納ができるのは過去10年以内に免除等が承認されている期間に限られます。

• 免除等の承認を受けた翌年度から計算して3年度目以降の保険料を追納する場合は、当時の額に一定の加算がされます。

なお、老齢基礎年金の受給権者については、保険料の追納をすることができません。

**契約保養施設をご利用ください**

▼問合せ 町民課

☎ 62-2154

町では、埼玉県国民健康保険団体連合会を通じて、39都道府県401か所の保養施設と利用契約を結んでいます。町民の方は、契約料金で宿泊利用でき、嵐山町国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者は、さらに1泊3,000円の助成が受けられます（年度内2泊まで）。

利用希望の方は、直接保養施設に電

**不用品回収サービス**  
**消費者コーナー**  
**無許可業者に依頼しないで**

▼問合せ 企業支援課

☎ 62-0720

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛で家庭内の片づけに時間を費やす方が増え、粗大ごみの処分に関する相談が寄せられています。

【事例】

処分したい折り畳みベッドや本棚など

保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となってしまいます。しかし、追納制度を利用することによって、免除等の承認を受けた期間について後から保険料を納めることができます。

▼問合せ 川越年金事務所

☎ 049-242-2657

**免除された国民年金保険料は後から納めることができます**

セミナー終了後、ボランティアスタッフとして協会活動に参加できる方

※会員ではない方は、併せて年会費1,500円が必要です。

●対象となる方には6月下旬頃、案内が送付されています。

●対象となる方には6月下旬頃、案内が送付されています